

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 7 号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和 3 9 年鈴鹿市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>第11条 削除</u> （資金前渡） 第37条 令第161条第 1 項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。 （1）～（7） 略 <u>（8） 政策経営部東京事務所において支払を必要とする経費</u> <u>（9） 略</u> （前渡資金の精算） 第40条 資金前渡職員は、次の各号に掲げる前渡資金の区分に応じ、当該各号に定める日までに精算命令書を作成して精算し、これに領収書その他の証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。	<u>（調定の通知）</u> <u>第11条 収入決定者は、第 7 条、第 8 条及び前条の規定により歳入を調定したときは、会計管理者に通知しなければならない。</u> （資金前渡） 第37条 令第161条第 1 項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。 （1）～（7） 略 <u>（8） 略</u> （前渡資金の精算） 第40条 資金前渡職員は、次の各号に掲げる前渡資金の区分に応じ、当該各号に定める日までに精算命令書を作成して精算し、これに領収書その他の証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。

(1) 略 (2) 随時受ける前渡資金 当該事務の完了の日から7日(<u>鈴鹿市の休日</u>を定める条例(平成元年鈴鹿市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。))を除く。)を経過する日 2 略 (概算払の精算) 第42条の2 概算払を受けた者は、その経費に係る事務の完了の日から7日(<u>休日</u>を除く。)以内に精算の内容を証する資料を支出命令者に提出しなければならない。 2・3 略 (前金払) 第43条 令第163条第8号に規定する規則で定める経費は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>事務及び事業の用に供する土地、家屋又は物件の購入代金又は賃借料</u> 2 略 (保管金の受入れ) 第92条 略 2 前項の場合において会計管理者は、次に掲げる区分によつて保管金の出納の整理をしなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>公売保証金</u> (4)～(14) 略 別表第1 (第3条関係)	(1) 略 (2) 随時受ける前渡資金 当該事務の完了の日から7日を経過する日 2 略 (概算払の精算) 第42条の2 概算払を受けた者は、その経費に係る事務の完了の日から7日以内に精算の内容を証する資料を支出命令者に提出しなければならない。 2・3 略 (前金払) 第43条 令第163条第8号に規定する規則で定める経費は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 2 略 (保管金の受入れ) 第92条 略 2 前項の場合において会計管理者は、次に掲げる区分によつて保管金の出納の整理をしなければならない。 (1)・(2) 略 (3)～(13) 略 別表第1 (第3条関係)
--	--

組織		出納員	事務分掌
略	略	略	略
<u>こども政策部</u>	<u>こども育成課</u>	課長	所管事務に係る現金の収納並びに保育所及び幼稚園が執行する支出負担行為の確認
	<u>こども保健課</u>		所管事務に係る現金の収納
略	略	略	略

別表第 2（第 3 条関係）

組織			分任出納員	事務分掌
<u>こども政策部</u>	<u>こども育成課</u>	保育所	所長	<u>こども育成課出納員</u> から委任を受けた収納事務
略			略	略

組織		出納員	事務分掌
略	略	略	略
<u>子ども政策部</u>	<u>子ども育成課</u>	課長	所管事務に係る現金の収納並びに保育所及び幼稚園が執行する支出負担行為の確認
	<u>子ども保健課</u>		所管事務に係る現金の収納
略	略	略	略

別表第 2（第 3 条関係）

組織			分任出納員	事務分掌
<u>子ども政策部</u>	<u>子ども育成課</u>	保育所	所長	<u>子ども育成課出納員</u> から委任を受けた収納事務
略			略	略

附 則

（施行日）

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第 40 条第 1 項第 2 号及び第 42 条の 2 第 1 項の規定は、令和 7 年度以後の予算に係る会計事務について適用し、令和 6 年度以前の予算に係る会計事務については、なお従前の例による。